

寒川町不当要求行為等対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の事務事業及び職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員を言う。以下同じ。）等に対する不当要求行為等を未然に防止するとともに、不当要求行為等に対する町としての統一的な対応方針を定めることにより、職員等の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものを言う。

- (1) 暴力、脅迫、強要又はこれに類する手段により、自己若しくは第三者に対しての有利な取扱い又は金品を要求する行為
- (2) 拒否しているにもかかわらず、不必要な書籍、機関紙等の購読を要求し、又は購読の意思がないにもかかわらず、それらを本町若しくは職員に送付する行為
- (3) 前各号に掲げるもののほか、威力又は偽計をもって適正かつ公平な事務事業の執行を妨げようとする行為

(職員の責務)

第3条 職員は、法令遵守の姿勢のもと、常に公共の利益の増進を目指して公平かつ公正な職務の遂行にあたらなければならない。

2 職員は、不当要求行為等を受けたときは、これを拒否しなければならない。

(不当要求行為等対策連絡会議の設置及び組織)

第4条 不当要求行為等の対策を統括するために、不当要求行為等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、寒川町庁議規程（平成13年訓令第3号）第4条に規定する部長会議の構成員（町長を除く。）をもって構成する。

(所掌事務)

第5条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び各部局間の連絡調整に関すること。
- (2) 不当要求行為等に関する対応方針の策定及び改定に関すること。
- (3) 不当要求行為等個別事案の対応策の協議検討に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(会長、副会長、運営及び報告)

第6条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には助役を、副会長には収入役及び教育長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、職員又は関係機関の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 会長は、連絡会議の結果を町長に報告する。
- 7 連絡会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(不当要求行為等発生時の措置)

第7条 職員は、不当要求行為等を受けたとき又はその事実を知ったときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の報告を受けたとき又は不当要求行為等が発生している事実を知ったときは、所属部等の長に報告のうえ、直ちに警察への通報等必要な措置をとるとともに、速やかに不当要求行為等発生報告書（別記様式）により連絡会議に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月15日から施行する。

別記様式（第7条関係）

不当要求行為等発生報告書

主 管 課 等 名	
発 生 日 時	
対 応 職 員	
相手方氏名 ※ (組織等の名称)	
事 案 の 概 要	
対 応 状 況	
参 考 事 項	

上記のとおり報告します。

年 月 日

(課等の長)

※ 氏名等不詳の場合は、風ぼう、服装、話し方等の特徴を記載すること。